

浜松市市営住宅使用料等徴収員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅使用料及び住宅敷地使用料(以下「住宅使用料等」という。)徴収事務を円滑に推進するために設置される徴収員(以下「徴収員」という。)の服務、報酬等について必要な事項を定める。

(任用)

第2条 徴収員は、次の各号に該当し、適当と認められる者の中から市長が任用する。

- (1) 住宅使用料等の徴収業務に熱意と理解のある者
- (2) 夜間並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日(以下これらを「休日」という。)並びに日曜日及び土曜日に勤務できる者
- 2 職員の任用期間は、1年を超えない範囲内で必要な期間とする。この場合において、通算して5年を限度として任用することができる。
- 3 市長は、業務の性質により必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、任用期間が通算して5年を超える者を任用することができる。

(身分等)

第3条 徴収員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤特別職とし、住宅課に所属する。

- 2 徴収員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項に規定するその他の会計職員とし、浜松市会計規則(昭和39年規則第7号)第45条第3項の規定に基づく出納員の事務を補助する職員とする。

(身元保証及び誓約)

第4条 第2条の規定により徴収員として任用された者は、履歴書及び別に定める誓約書を市長に提出しなければならない。

(職務)

第5条 徴収員は、次に掲げる職務を担当する。

- (1) 住宅使用料等の納付指導、徴収に関すること。
- (2) 市営住宅入居者に係る生活指導に関すること。
- (3) その他、住宅課長(以下「所属長」という。)が特に指示する住宅使用料等事務に関すること。

(服務)

第6条 徴収員は、その職務を自覚し誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 徴収員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

3 徴収員は、その職務を執行するにあたっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、所属長の指示に従わなければならない。

4 徴収員は、市長の許可を受けないで他の業務についてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、徴収員の服務は、常勤職員の例による。

(身分証明書等)

第7条 徴収員は、職務を遂行するときは、身分証明書を携帯し、名札を名札ホルダーに入れ、指定位置につけなければならない。

2 徴収員は、関係者から請求を受けたときは、身分証明書を提示しなければならない。

3 徴収員がその職を退いたときは、身分証明書、名札及び名札ホルダーを直ちに返還しなければならない。

(報告)

第8条 徴収員は、別に定めるところにより、勤務の状況を所属長に遅滞なく報告しなければならない。

(徴収済住宅使用料等の納入及び賠償責任)

第9条 徴収員は、住宅使用料等を徴収した日又はその翌日(これらの日が、休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に所管の出納員に提出しなければならない。

2 徴収員がその保管に係る現金等を亡失した場合等における賠償責任は、地方自治法第243条の2に定めるところによる。

(報酬)

第10条 徴収員に基本報酬として月額122,600円を支給する。

2 徴収員に各月の徴収金額、徴収件数に応じて、別表に規定する能率報酬(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。

3 徴収員が勤務しないときは、有給の休暇を与えられた場合を除くほか、基本報酬についてその勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額(基本報酬に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間(28時間とする。)に52を乗じたもので除して得た額をいう。)を減ずるものとする。

4 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、

50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(通勤に要する経費)

第 11 条 通勤に要する経費は、次に掲げる徴収員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする徴収員 (交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である徴収員以外の徴収員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で任命権者が定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする徴収員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である徴収員以外の徴収員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 前項の経費の月額、次の各号に掲げる徴収員の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額) とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる徴収員 徴収員の当該交通機関の利用に係る往復の運賃等の額 (利用できる交通機関が 2 以上あり、運賃が異なる場合には、最も低廉なものとする。) の 18 日 (週あたりの勤務日数が常例として 5 日以上割り振られる徴収員にあつては 21 日) 分に相当する額

(2) 前項第 2 号に掲げる徴収員 自動車等の使用距離に応じて常勤職員に支給される通勤手当の月額に 5 分の 4 (週あたりの勤務日数が常例として 5 日以上割り振られる職員にあつては 5 分の 5) を乗じて得た額

3 徴収員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤に要する経費は支給しないものとする。

第 12 条及び第 13 条 削除

(報酬等の支給)

第 14 条 第 10 条第 1 項又は第 3 項に規定する基本報酬及び第 11 条に規定する通勤に要する経費は毎月 20 日に支給し、第 10 条第 2 項に規定する能率報酬は翌月 20 日に支給する。ただし、これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(勤務時間等)

第15条 徴収員の勤務時間は、4週間を平均して1週間当たり28時間とする。

2 前項に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後9時30分までの間において市長が定める。

3 市長は、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分の、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に与えるものとする。

(週休日)

第16条 週休日は1週間に1日以上とし、その割振りは市長が定める。

(勤務時間等の割振り)

第17条 市長は、第15条に規定する勤務時間及び前条に規定する週休日の割振りを別に定める勤務割振表によりあらかじめ定め、当該割振表を当該割振りの期間の初日の1週間前までに住宅課内に掲示するものとする。

(週休日の振替)

第18条 市長は、公務上必要と認めるときは、第16条に規定する週休日をあらかじめ他の日に振り替えることができる。

(有給の休暇)

第19条 次条から第23条までに規定する休暇は、有給とする。

(年次休暇)

第20条 市長は、徴収員に対して次のとおり年次休暇を付与する。

区 分	付 与 す る 日	付与する日数
初めて任用された徴収員	初めて任用された日	10日
初めて任用された日から起算した継続勤務年数が1年の徴収員	初めて任用された日から起算した継続勤務年数が1年を経過することとなる日	11日
初めて任用された日から起算した継続勤務年数が2年の徴収員	初めて任用された日から起算した継続勤務年数が2年を経過することとなる日	12日
初めて任用された日から起算した継続勤務年数が3年以上の徴収員	初めて任用された日から起算した継続勤務年数が3年を経過することとなる日又はその日から1年を経過することに当該経過することとなる日	前1年に付与された日数に2日を加算した日数(20日を限度とする。)

2 前項に規定する年次休暇については、1日を7時間に換算する。

3 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、第1項又は前項の規定により前1年に付与された年次休暇の残日数を限度として、当該期間に引き続く

1年の期間に繰り越すことができる。

(年始・年末の休暇)

第21条 12月29日から翌年1月3日までの間に勤務時間が割り振られることとなる日は、年始・年末の休暇とする。ただし、市長は、公務上必要とみとめるときは、当該休暇日を他の勤務日と振り替えることができる。

(公務傷病等による療養休暇)

第22条 市長は、徴収員が公務による負傷若しくは病気のため又は通勤(浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年浜松市条例第27号)第2条の2に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは病気のため療養を要すると認めた場合は、その必要とする期間(任用期間の範囲内に限る。)を療養休暇として与える。

(特別休暇)

第23条 市長は、徴収員に次の各号に掲げる理由が生じた場合は、当該各号に定める時間又は期間を特別休暇として与えることができる。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限若しくは遮断又は入院勧告の場合 その都度必要と認める時間又は期間
- (2) 徴収員の家族又は同居者が感染症(市長の定めるものに限る。)にかかった場合 その都度必要と認める時間又は期間
- (3) 風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合 その都度必要と認める時間又は期間
- (4) 風水震火災その他非常災害による徴収員の現住所の滅失又は損壊の場合 その都度必要と認める時間又は期間
- (5) 交通機関の事故等不可抗力の原因による場合 その都度必要と認める時間
- (6) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認める時間
- (7) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (8) 妊娠中の女性徴収員が、当該徴収員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師の指示等により、休息し、又は捕食することが必要と認められる場合 勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの号の休暇を受けようとする徴収員が、他の規定により勤務しないことを承認されて

いる時間に連続する時間以外の時間で必要と認める時間

- (9) 徴収員が親族の喪に服する場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じて当該右欄に掲げる期間（ただし、徴収員と生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる）

死亡した者		期 間
配偶者		7日
血族	父母	7日
	祖父母	3日（徴収員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
	子	5日
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	伯叔父母	1日（徴収員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
姻族	父母	3日
	祖父母	1日
	子	1日
	兄弟姉妹	1日
	伯叔父母	1日

- (10) 徴収員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 原則として7月1日から9月30日までの間における3日以内

（その他の休暇）

第24条 市長は、徴収員に次の各号に掲げる理由が生じた場合は、当該各号に定める時間又は期間を無給の休暇として与えるものとする。

- (1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性徴収員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠6月末（1月は28日として計算する。以下同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月末までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、出産後1年までは

その間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ1日の勤務時間内で必要と認める時間

- (2) 妊娠中の女性徴収員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (3) 妊娠中又は出産後1年以内の女性徴収員が、母子保健法に規定する健康診査及び保健指導を受けた場合で、妊娠中又は出産後の経過に異常又はそのおそれがあるものとして、当該健康診査及び保健指導に基づく指導事項により1日の勤務時間の一部を勤務しないことが必要と認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき必要と認める時間
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第65条（産前産後）に定める場合 同条に定める期間
- (5) 生後1年に達しない子を育てる徴収員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回とし、それぞれ30分（男性徴収員にあっては、その子の当該徴収員以外の親が当該徴収員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は法第67条（育児時間）の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）
- (6) 法第68条（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）に定める場合 その都度必要と認める時間又は期間

（休暇日数の計算方法）

第25条 前3条に定める休暇日数中に、第16条に定める週休日又は第21条に定める休暇日がある場合においては、これらを休暇日数中に算入する。

（病者の就業禁止）

第26条 市長は、徴収員が伝染性の病気、精神障害、勤務のため病勢が著しく悪化するおそれのある病気又はこれらに準ずる病気にかかった場合は、その就業を禁止するものとする。

（社会保険等）

第27条 徴収員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入する。

2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定は、徴収員に適用さ

れない。

- 3 徴収員の公務上の災害（負傷、病気、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償については、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例（昭和47年浜松市条例第51号）の定めるところによる。

（退職）

第28条 徴収員は、任用期間が満了したときに解職されたものとする。この場合において任命権者は法の定めるところにより、当該徴収員の任用を更新しないことについて、事前に通知するものとする。

- 2 徴収員は、任用期間の途中において退職しようとするときは、その1箇月前までに申し出なければならない。

- 3 市長は、徴収員が次の各号のいずれかに該当する場合には、30日前までに予告するか又は30日分の平均賃金（法第12条に規定する平均賃金をいう。）を支給して解職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合

- 4 市長は、徴収員が次の各号のいずれかに該当する場合には、免職することができる。この場合において、労働基準監督署の認定を受けたときは、法第20条に規定する予告手当は支給しない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 公務員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、第6条の規定に違反した場合

（準用）

第29条 この要綱に定めのない事項については、浜松市非常勤職員の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要綱（昭和55年制定）の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成6年12月22日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年12月26日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年12月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第10条第1項の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(年次休暇に関する経過措置)

3 施行日前から引き続き任用されている職員で、当該任用期間の末日が施行日以後であるものの年次休暇については、施行日以後に初めて任用される職員との均衡を考慮して、必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年12月25日から施行する。

2 改正後の第3条第1項、第10条第1項及び第13条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成10年12月25日から施行する。ただし、第20条第1項から第3条までの改正規定、第23条の改正規定及び第24条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(年次休暇に関する経過措置)

3 平成11年4月1日前から引き続き任用されている職員で、初めて任用された日が毎年4月1日でないものの年次休暇については、平成11年4月1日以後に初めて任用される職員との均衡を考慮して、同日に年次休暇の日数を調整することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成11年12月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市市営住宅使用料等徴収員設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(特別付加報酬の額の特例)

3 平成11年12月に第1条の規定による改正前の浜松市市営住宅使用料等徴収員設置要綱(以下「改正前の要綱」という。)第13条の規定に基づいて支給された特別付加報酬の額が、改正後の要綱第13条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる特別付加報酬の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の特別付加報酬の額は、改正後の要綱第13条第2項の規定にかかわらず、改正前の要綱第13条の規定に基づいて支給された額とする。

4 前項の規定の適用を受ける職員が平成12年3月に支給されることとなる特別付加報酬の額は、改正後の要綱第13条第2項の規定にかかわらず、改正後の要綱第13条の規定に基づいて同月に支給されることとなる特別付加報酬の額から平成11年12月に改正前の要綱第13条の規定に基づいて支給された特別付加報酬の額と改正後の要綱第13条の規定に基づいて支給されることとなる特別付加報酬の額との差額を減じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(従前の退職慰労金に関する経過措置)

- 2 平成 14 年 4 月 1 日前から引き続き任用されている徴収員 (改正前の浜松市市営住宅使用料徴収嘱託員要綱 (以下「旧要綱」という。) の適用を受ける者のうち満 55 歳以上で初めて任用された者に限る。) が退職した場合には、改正後の浜松市市営住宅使用料徴収嘱託員要綱の規定にかかわらず、旧要綱第 25 条に規定する退職慰労金を支給する。
- 3 前項の場合における退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間は、実際の勤続期間又は 5 年のいずれか少ない期間を限度とする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 15 年 6 月に支給する特別付加報酬に関する経過措置)

- 2 平成 15 年 6 月に支給する特別付加報酬に関する改正後の要綱第 13 条の規定の適用については、当該規定中「 6 か月」とあるのは「 3 か月」とする。

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(通勤に要する経費に関する経過措置)

- 2 施行日の前日に徴収員であったもののうち引き続き施行日に徴収員となった者に係る施行日から平成21年3月31日までの間における改正後の浜松市市営住宅使用料等徴収員設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)第11条第2項第2号の規定の適用については、同条中「常勤職員に支給される通勤手当の月額」とあるのは、「浜松市職員の給与に関する規則(昭和31年浜松市規則第39号)第12条の5の3各号に掲げる額(以下この項において「基準額」という。)に、基準額と浜松市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年浜松市規則第122号。附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の浜松市職員の給与に関する規則第12条の5の3各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額との差額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。)を加えた額」とする。
- 3 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

能率報酬	住宅使用料等を徴収した場合にあっては、徴収した月の当該徴収金額の100分の5.5
	徴収件数1件につき 100円